

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	区の広報事業用鶴見区広報紙「広報つるみ」(令和4年5月号～令和5年4月号)企画・編集業務委託	デザイン	株式会社トライアウト	4,778,400	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	鶴見区広報紙「広報つるみ」(令和4年4月号～令和4年6月号)全戸配布業務委託(概算契約)	広報印刷・配送	株式会社EKIMU	1,399,200	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G26	-
3	令和4年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業用業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会	28,522,560	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
4	令和4年度 鶴見区こどもの学習支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	13,562,400	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

区の広報事業用鶴見区広報紙「広報つるみ」（令和4年5月号～令和5年4月号）企画・編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

広報紙作成に伴う企画・編集（広報紙のデザイン）については、芸術性、創造性が求められる業務であるため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務課（政策推進）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見区広報紙「広報つるみ」（令和4年4月号～令和4年6月号）全戸配布業務委託
（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社EKIMU

3 随意契約理由

鶴見区広報紙「広報つるみ」（令和4年4月号～令和5年3月号）全戸配布業務委託について、令和4年1月28日締切で制限付一般競争入札を実施したが、予定価格超過となったため不調に終わった。

本来であれば再度契約管財局へ契約請求し入札を行うべきところであるが、再度契約請求を行った場合4月1日からの配布業務に間に合わないため、当区広報紙は全戸配布により広く区民へ情報発信する最も効果的な広報媒体という点を考慮し、令和4年4月号～6月号の3ヶ月間を随意契約にて業者選定し、令和4年7月号～令和5年3月号の配布業者の選定については契約管財局へ再度契約請求を行う。

随意契約にあたり、過去に本市広報紙配布業務の経験がある5社に見積書提出を依頼したうち、2社からの提出があり、その中で見積金額が最も低かった株式会社EKIMUと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務課（政策推進）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、高齢者や障がい者、子育て世帯等が地域で安心して暮らしていくために、住民が主体となる地域福祉活動への支援や各関係機関との連携を充実させ、つながりのある仕組みを構築するとともに、住民同士が気軽に支えあえる相互援助活動はもとより新たな担い手の発掘・育成につなげることにより、地域福祉活動の推進にかかるネットワークの構築並びに活性化を図ることを目的としている。

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会（以降、区社協という）は、社会福祉法に基づき、「安心して暮らせるまちづくり」を目的として社会福祉、保健、医療などの関係者及び区内の各種団体が集まって構成されている非営利の福祉団体であり、平成26年4月に鶴見区との間に地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結している。地域住民の身近な相談窓口として、また、敏速な支援体制の構築には、区社協のもつネットワークと区内の福祉活動に関する情報やノウハウの活用が必要不可欠であり、本事業を受託できる唯一の団体である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

保健福祉課

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 鶴見区こどもの学習支援事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

この事業の対象となる児童は、学力も状況も個々に異なり、各々の児童に寄り添った支援が必要である。事業の性質上、契約相手方の持てる能力や経験により事業成果に相当の差異が生じると認められる。そのため、この事業を実施するにあたっては、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する必要がある。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するとみなし、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記事業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

保健福祉課（子育て支援）